

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準 の見直しイメージについて（案）

1. 背景

「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 6 号。以下「改正法」という。）」が令和 4 年 5 月 2 0 日に公布された。

改正法第 1 条によるエネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正により、①非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用の合理化②非化石エネルギーへの転換の促進③ディマンドリスポンス等の電気の需要の最適化のための措置を講じた。今般、改正法附則第 1 条に掲げる規定の施行に伴い、関係法律の規定に基づき関係告示を改正する必要がある。

2. 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成 2 1 年 3 月 3 1 日経済産業省告示第 6 6 号）の改正概要

< I エネルギーの使用の合理化の基準 >

- ① I - 1 において、エネルギーの使用の合理化の対象に非化石燃料を追加する。
- ② 2 - 1 (2) - 2 として、太陽熱利用機器等から供給される熱量の適切な把握、供給効率の高い状態を維持するための保守及び点検を追加する。
- ③ 2 - 1 (5) - 2 として、太陽光発電設備等の発電量の適切な把握、発電効率の高い状態を維持するための保守及び点検を追加する。
- ④ 2 - 2 (2) (2 - 2) - 2 として、太陽熱利用機器等から供給される熱量の適切な把握、供給効率の高い状態を維持するための保守及び点検を追加する。
- ⑤ 2 - 2 (4) (4 - 2) - 2 として、太陽光発電設備等の発電量の適切な把握、発電効率の高い状態を維持するための保守及び点検を追加する。
- ⑥ 2 - 2 (4) (4 - 2) ①ウ及び 2 - 2 (4) (4 - 3) ①ウにおいて、バイオマス混焼を削除する。

< II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置 >

- ⑦ 「平準化」を「最適化」に改める。
- ⑧ 2 (2) について、次のような改正を行う。
 - (ア) 表題において、「未利用エネルギー・再生可能エネルギー等」を「自然界に存する熱（太陽熱・地熱・温泉熱・雪氷熱を除く。）・未利用エネルギー等」に改正する。
 - (イ) ①において再生可能エネルギーに関する規定を削除し、自然界に存する熱（太陽熱・地熱・温泉熱・雪氷熱を除く。）に関する規定を追加する。

(ウ) ④を削除する。

<Ⅲ 工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準（新設）との関係（新設）>

⑨ 工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準（新設）との関係を追加し、次のように規定する。

(ア) 非化石エネルギーへの転換に関する措置の中には、エネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、当該措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることのないよう留意するものとする。

(イ) 工場等におけるエネルギー消費原単位の算出に当たっては、非化石燃料の熱量に0.8を乗じるものとする。

<別表>

⑩ 別表第4の2として、電気需要最適化評価原単位の算定方法を次のように規定する。

電気需要最適化評価原単位は、以下の①又は②いずれかの方法により算出される電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号の二に規定する配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を通じて供給される電気（同項第2条第5号口に規定する接続供給により供給されるものを除く。以下「系統電気」という。）と系統電気以外の電気、燃料、熱の原油換算エネルギー使用量の和を、生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値で除することで算出される。

① 時間帯別電気需要最適化係数による系統電気の換算

時間帯	一次換算係数（単位：GJ/千kWh）
一般送配電事業者（電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）が事業者の工場等が存するエリアにおける再生可能エネルギー電気の出力の抑制（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第8の4号イ又は第14条第1項第8号イの出力の抑制をいう。（以下「出力制御」））が見込まれると2日前の時点で公表した場合、当該出力制御が見込まれる日の8時から16時	3.60
広域的運営推進機関（電気事業法（昭和	12.2

39年法律第170号)第28条の4の広域的運営推進機関をいう。)が事業者の工場等が存する広域エリアの予備率が、一部の時間帯で5%未満となることを見込まれると前日時点で公表した場合、当該時間帯を含む日の0時から24時	
上記以外の時間帯	9.40

(備考)

- 1 電気需要最適化評価原単位の算出に用いる系統電気は、時間別に取得した系統電気に系統電気の時間帯別電気需要最適化係数を乗じることで一次エネルギーに換算される。
- 2 工場等が存するエリアにおいて、同日について、一般送配電事業者が2日前の時点で出力制御を見込み、かつ、広域的運営推進機関が前日時点で予備率が5%未満の時間帯を含むことを見込んだ場合は、当該日における系統電気の時間帯別最適化係数は8時から16時に3.60GJ/千kWh、0時から8時と16時から24時は12.2GJ/千kWhとする。

② 月別最適化係数による系統電気の換算

時間帯	一次換算係数(単位:GJ/千kWh)
一般送配電事業者が公表する再生可能エネルギー出力制御の実績で出力制御が発生した時間帯	3.60
広域的運営推進機関が公表する広域エリアの予備率の実績が5%未満の時間帯を含む日は0時から24時	12.2
上記以外の時間帯	9.40

(備考)

- 1 電気需要最適化評価原単位の算出に用いる系統電気は、月別に取得した系統電気に系統電気の月別最適化係数を乗じることで一次エネルギーに換算する。
- 2 系統電気の月別最適化係数は、系統電気の定期報告対象年度における、一般送配電事業者が発表する再生可能エネルギー出力制御の実績と広域的運営推進機関が公表する広域エリアの予備率の実績により設定される系統電気の一次エネルギー換算係数の各月の平均値であり、エリア(電気事業法第2条第1項第8号の供給区域をいう。)ごとに算出される。
- 3 広域的運営推進機関が公表する広域エリアの予備率の実績が5%未満の時間帯を含む日に、一般送配電事業者各社が発表する再生可能エネルギー出力制御の実

績で出力制御が発生した場合は、出力制御が発生した時間帯は3.60GJ/千kWhを適用し、それ以外の時間帯は12.2GJ/千kWhとする。

⑪ 別表第5において、次のように改正する。

(ア) 2Aの項において、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項の電気」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第2条第1項の電気（同条第4項の非化石電気を除く。）」に改正する。

(イ) 備考において、「1表及び備考中のエネルギーは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第2条第4項の非化石エネルギーを除く。」を追加する。

<その他>

⑫ その他、様式の改正等必要となる改正を行う。